

第15期「まちづくり大学」受講生募集

「生涯 住み続けたいまち 大阪狭山市」を実現するため、今年も「まちづくり大学」を開講します。あなたの地域での生きがいと新たな居場所を見つけましょう。

とき 9月～12月(開講式／9月7日(土)、公開講座／9月14日(土)、修了式／12月21日(土)) **ところ** 市役所南館・講堂(施設見学の場合は現地) **受講料** 1,500円 **定員** 30人(先着順) **申し込み** 市役所市民協働推進グループ、市立コミュニティセンター、市立公民館、市民活動支援センターで配布する申込用紙を1日(月)～8月20日(火)にファクシミリ(FAX366-4664)で市民活動支援センター。電子メール(simin025@yacht.ocn.ne.jp)または直接も可 ※ 一定の条件を満たせば市長から修了証書を授与します

	講座名	開講日 (予定)
A	大阪狭山市の行政を学ぶ	9月21日(土)・27日(金)・10月5日(土)・11日(金)
B	市民参加の協働を学ぶ	10月19日(土)・25日(金)・11月2日(土)・8日(金)
C	ボランティアを学ぶ	11月16日(土)・22日(金)・30日(土)・12月7日(土)・14日(土)、10月～11月活動団体での体験

問い合わせ 市民活動支援センター

安全安心スクール[基礎入門編]

いざというときのための知識や技術を習得して、地域の防災・防犯力を高めることを目的に開校しています。

とき 20日(土)午前9時30分～午後0時 **ところ** UPっぱ(子育て支援・世代間交流センター)・研修室 **内容** 安全安心推進リーダーの認証式、防災・防犯の基礎知識に関する講習 **参加費** 無料 **定員** 100人程度(先着順) **持ちもの** 筆記用具 **申し込み** 不要

問い合わせ 防災・防犯推進室

プレミアム付商品券購入引換券の申請受付

1日(月)から、プレミアム付商品券の購入引換券の申請受付を開始します。販売対象は、平成31年1月1日現在で市の住民基本台帳に記録されている今年度(2019年度)住民税非課税者(課税基準日平成31年1月1日)です。ただし、住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者などを除きます。対象と思われる世帯には申請書を送付しています。対象者に該当すると思われる人で、申請書が届いていない場合は問い合わせてください。

受付期間 1日(月)～11月30日(土)(土・日曜日、祝日など休日を除く。郵送の場合は11月30日(土)消印有効)

受付場所 市役所別館・第3会議室

申請方法 申請書に同封の返信用封筒で郵送または直接

プレミアム付商品券事業の開始に伴う特殊詐欺や個人情報の搾取にご注意ください

- 「プレミアム付商品券」を販売するために、市などが手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。
 - 市などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 自宅や職場などに市の職員などをかたった不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、市や黒山警察署(または警察相談専用電話(#9110))に連絡してください。

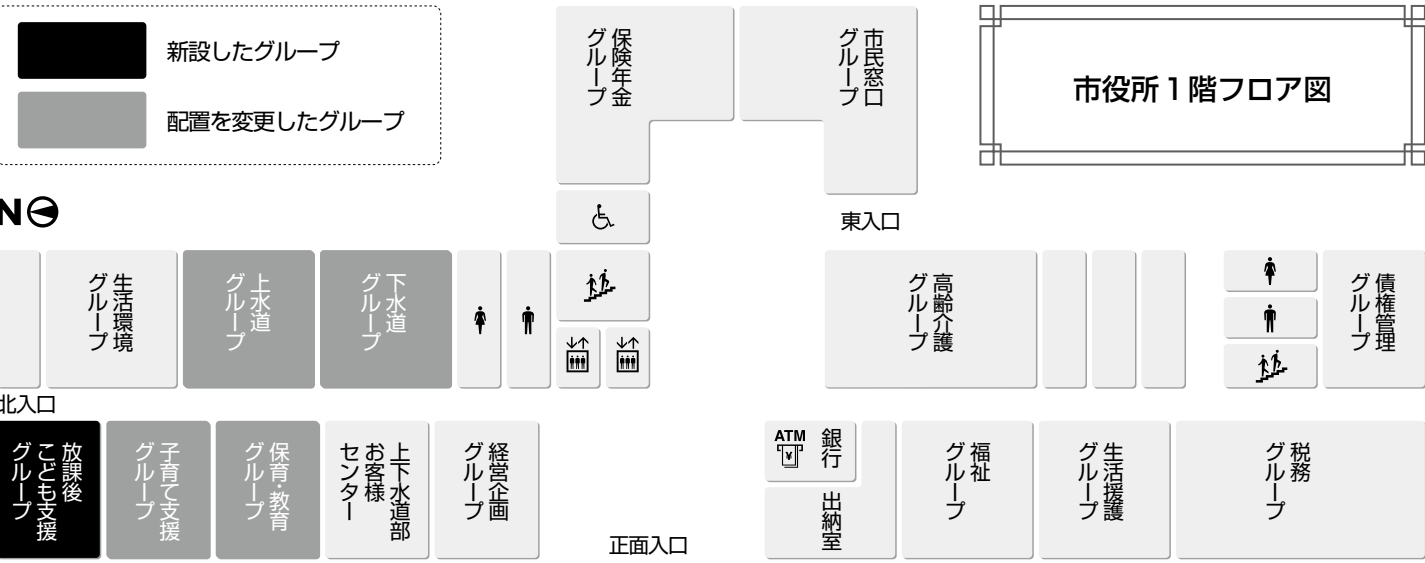
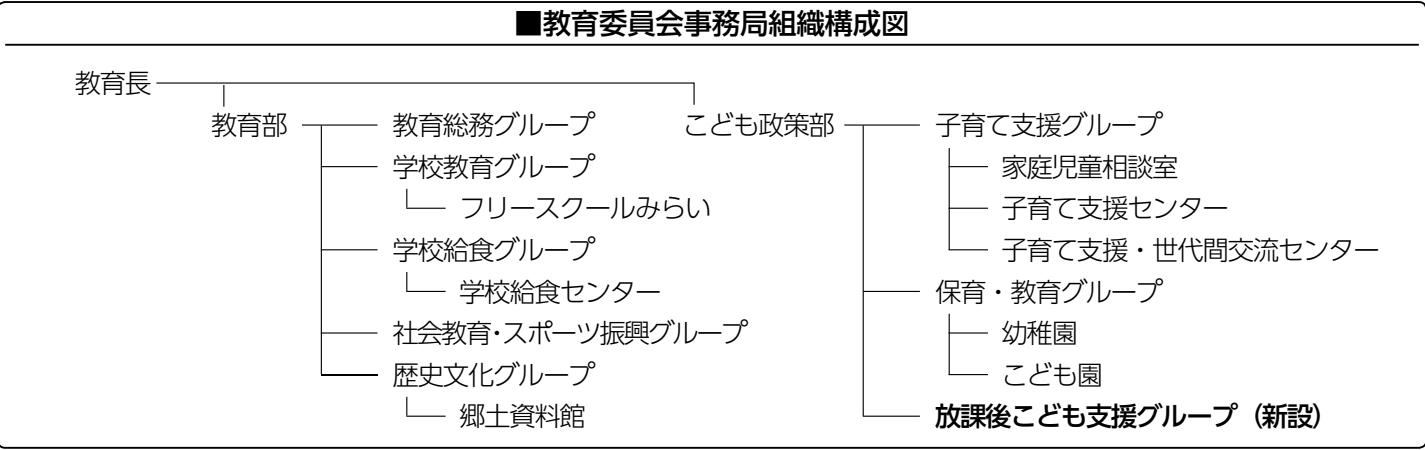
問い合わせ 大阪狭山市プレミアム付商品券事業コールセンター☎365-8151

開設時間／午前9時～午後5時30分(土・日曜日、祝日など休日を除く。9月28日(土)・29日(日)・10月5日(土)・6日(日)は開設)

こども政策部に「放課後こども支援グループ」を新設

ー市の組織の一部、執務室の配置が変わりますー

1日(月)から、放課後児童会に関することなどを担う部門を、教育委員会事務局教育部の社会教育・スポーツ振興グループからこども政策部に移管し、「放課後こども支援グループ」として新設しました。また、就学前保育との連携が円滑に行えるよう執務室の配置を変更し、児童福祉法に位置づけられる子育て支援に関する事務を所管するグループを市役所1階に集約しました。



問い合わせ 放課後こども支援グループ

保育見学会のお知らせ

次の市立幼稚園・こども園で保育見学会を開催します。子どもたちが、いきいきと園生活を楽しむ様子をご覧ください。期間中(時間内)はいつでも見学できます。

期間 1日(月)～5日(金)午前9時30分～11時 ※ 申込不要。各園に駐車場はありません。車での来園はご遠慮ください。詳しくは、各園へ問い合わせてください。

	所在地	電話番号
東幼稚園	狭山三丁目 2555 番地の 1	365-0124
半田幼稚園	半田二丁目 269 番地	367-1823
東野幼稚園	東野中二丁目 22 番地	366-1663
こども園	西山台六丁目 19 番 12 号	366-0076

問い合わせ 保育・教育グループ

■後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の更新について

①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(減額証)を医療機関の窓口で提示すると、医療費や食事代の負担が軽減されます。住民税非課税世帯(低所得Ⅱ、Ⅰ)に属する被保険者が対象です。現在、対象者に交付している減額証の有効期間は31日(水)までです。引き続き対象となる被保険者には、8月1日から有効となる減額証を7月下旬に送付します。

②後期高齢者医療限度額適用認定証(限度証)を医療機関の窓口で提示すると、医療費の自己負担限度額が適用されます。現役並み所得者区分Ⅱ、Ⅰの被保険者が対象です。現在、対象者に交付している限度証の有効期間は31日(水)までです。引き続き対象となる被保険者には、8月1日から有効となる限度証を7月下旬に送付します。

※それぞれの対象者で、現在交付を受けていない被保険者は、市役所保険年金グループで随時申請できます。

所得区分		自己負担限度額	
		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み 所得者	課税所得 690 万円以上	252,600 円＋1％  1 (140,100 円  4)	
	Ⅱ 課税所得 380 万円以上	167,400 円＋1％  2 (93,000 円  4)	
	Ⅰ 課税所得 145 万円以上	80,100 円＋1％  3 (44,400 円  4)	
一般		18,000 円（年間上限 144,000 円）	57,600 円（44,400 円  4)
低所得	Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ		15,000 円

1医療費が 842,000円を超えた場合の超過額の 1％にあたる額 2医療費が 558,000円を超えた場合の超過額の 1％にあたる額 3医療費が 267,000円を超えた場合の超過額の 1％にあたる額 4被保険者が高額療養費に該当した月から直近 1 年以内に世帯単位で 3 回以上高額療養費に該当した場合の 4 回目以降の額(他の医療保険での支給回数は通算されません)

●入院時の食事代

課税状況	負担区分		負担額(1食あたり)
課税世帯	現役並み所得者・一般		460 円
	指定難病患者 		260 円
非課税世帯	低所得Ⅱ	過去 1 年以内の入院日数が 90 日以内	210 円
		過去 1 年以内の入院日数が 90 日超 	160 円  3
	低所得Ⅰ		100 円

1平成28年 3 月 31 日現在、1 年以上継続して精神病棟に入院していた人で、引き続き医療機関に入院する人を含む 2低所得Ⅱと認定された日から 90 日を超えて入院していることが必要 ※申請が必要 3負担額が 160 円となるのは申請日の翌月から

●療養病床に入院したとき

食費と居住費の一部が自己負担となります。ただし、指定難病患者の負担は、上表中の「入院時の食事代」のみとなります。医療の必要性の高い人は「入院時の食事代」に加え、居住費の負担となります。

課税状況	負担区分	食費(1食あたり)	居住費(1日あたり)
課税世帯	現役並み所得者・一般	460 円 	370 円
非課税世帯	低所得Ⅱ	210 円	
	低所得Ⅰ	130 円	
	老齢福祉年金受給者、境界層該当者 	100 円	0 円

1管理栄養士または栄養士により栄養管理が行われているなどの場合。それ以外は 420 円 2生活保護法(昭和25年法律第 144 号)の規定による生活保護を必要としない状態となる人

問い合わせ 大阪府後期高齢者医療広域連合事務局☎ 06-4790-2028 または保険年金グループ

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

■被保険者証が変わります

令和元年 8 月から、後期高齢者医療被保険者証が橙色のものに変わります。新しい被保険者証は、7 月下旬までに送付します。有効期限は令和 2 年 7 月 31 日までの 1 年間です。新しい被保険者証(橙色)は、届いたときから使用できます。また、現在の被保険者証(水色)の有効期限は、31 日(水)までです。新しい被保険者証(橙色)が届いたら、市役所保険年金グループへ返却するか破棄してください(年度途中で負担割合や住所などに変更があった人で、現在も古い被保険者証を持っている場合は保険年金グループへ返却してください)。

■保険料の決定について

今年度の後期高齢者医療保険料の決定に伴い、被保険者に保険料額決定通知書および納入通知書を送付します。保険料の納付方法は、年金から差し引きされる「特別徴収」と、口座振替や市から送付する納付書で納付する「普通徴収」の 2 通りです。年度途中に被保険者となった人は、資格を取得した月から月割で保険料を納付してください。

●特別徴収(年金からの差し引き)

年額 18 万円以上の年金を受給している人は、原則年 6 回の年金受給の際に保険料が差し引きされます。

●普通徴収(口座振替や納付書での納付)

特別徴収の対象とならない人は、7 月から翌年 3 月までの 9 期に、口座振替や納付書(納入通知書)で保険料を納付してください。

■保険医療機関などでの自己負担割合

後期高齢者医療制度の被保険者が医療機関にかかる場合の自己負担割合は 1 割または 3 割(現役並み所得者)です。自己負担割合は、4 月から 7 月までは前年度、8 月から翌年 3 月までは今年度の住民税課税所得額(各種所得控除後の所得額)を用いて判定します。ただし、有効期限内であっても世帯構成の変更や所得更正などにより、自己負担割合が変更になる場合があります。

●同一世帯に令和元年度住民税課税所得額(各種所得控除後の所得額)が 145 万円以上の被保険者がいる場合
※この世帯に属する被保険者は、個人の令和元年度住民税課税所得額(各種所得控除後の所得額)が、145 万円未満であっても 3 割負担となります

3 割負担
(現役並み
所得者)

●同一世帯に属する被保険者全員の令和元年度住民税課税所得額(各種所得控除後の所得額)がいずれも 145 万円未満の場合
●または、145 万円以上の場合でも、同一世帯の被保険者1の平成 30 年旧ただし書き所得2の合計額が 210 万円以下の場合

1 割負担

1昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの被保険者および同じ世帯に属する被保険者が対象です

2旧ただし書き所得とは、前年の総所得金額および山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額 33 万円を控除した額です。雑損失の繰越控除額は控除しません

現役並み所得者として 3 割負担と判定された場合でも、次の要件のいずれかに該当するときは、後期高齢者医療基準収入額適用申請ができます。申請が認められると、後日 1 割負担の被保険者証が交付されます。

●同一世帯に被保険者が 1 人の場合/被保険者本人の平成 30 年中の収入額 ※ が 383 万円未満のとき

●同一世帯に被保険者が複数いる場合/被保険者の平成 30 年中の収入 ※ の合計額が 520 万円未満のとき

●同一世帯に被保険者が 1 人で、かつ、同一世帯に 70 歳以上 75 歳未満の人がいる場合/被保険者本人の平成 30 年中の収入額※が 383 万円以上の場合で、被保険者本人および 70 歳以上 75 歳未満の人の平成 30 年中の収入 ※ の合計額が 520 万円未満のとき

※「収入(額)」とは、所得税法に規定する各種所得の額(退職所得の額を除く)の計算上収入額とすべき額および総収入額に算入すべき額の合計額で、必要経費などを差し引く前の額のことをいいます。必要経費や特別控除により所得が 0 またはマイナスになる場合でも、収入額を合算します。(例/生命保険の満期額、確定申告による分離課税の上場株式などの売却額)

特定健康診査を受診しましょう

4月1日現在で国民健康保険の資格がある40歳以上の人を対象に、特定健康診査受診券を5月下旬に送付しています。有効期限を確認のうえ、早めに受診してください。4月2日以降に資格を取得した人で受診を希望する人は市役所保険年金グループへ申請してください。受診の際は特定健康診査医療機関に受診可能日を確認のうえ、「受診票／結果票」を持参してください。昨年度受診した人は、受診結果票(平成30年度分)もあわせて持参してください。市内の医療機関で受診した場合は、その医療機関から受診結果を受け取ってください。市外で受診した場合は、2～3か月後に結果票を送付します。

市内の特定健康診査医療機関			たかはしクリニック	茱萸木四丁目	360-2020
青葉丘病院	東池尻一丁目	365-3821	たにしまクリニック	大野台一丁目	247-5191
穴川整形外科医院	西山台三丁目	366-6952	つきやま胃腸内科	半田一丁目	368-9007
今井医院	池尻自由丘一丁目	366-1061	辻本病院	池之原二丁目	366-5131
今井クリニック	金剛二丁目	365-0647	てらにしレディースクリニック	池尻自由丘一丁目	367-0666
上島医院	西山台一丁目	365-6579	とうだクリニック	西山台一丁目	367-1819
うえむらクリニック形成外科	半田一丁目	368-3111	長尾クリニック	西山台三丁目	366-9192
遠藤医院	金剛一丁目	367-8401	永田医院	池尻北二丁目	365-0033
大阪さやま病院	岩室三丁目	365-0181	西村医院	茱萸木三丁目	366-1066
おがわクリニック	西山台三丁目	366-7211	にしむらクリニック	狭山二丁目	367-8703
おざさクリニック	池尻中三丁目	366-0088	西山クリニック	池尻自由丘三丁目	349-3120
樫本病院	東茱萸木四丁目	366-1818	半田あつたかクリニック	半田三丁目	349-6842
辛川医院	金剛二丁目	365-0066	平林小児科	西山台六丁目	366-9272
きりの診療所	茱萸木四丁目	349-7522	兵田病院	山本東	366-2345
金剛メディカルクリニック	半田二丁目	366-2200	松尾医院	金剛一丁目	366-4726
狭山みんなの診療所	西山台三丁目	367-3339	森田クリニック	池尻自由丘一丁目	365-0555
砂川医院	池尻北一丁目	367-1238	わかきクリニック	茱萸木五丁目	367-7766

特定保健指導をご利用ください

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が多く期待できる人を対象に、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が食事や運動方法を一緒に考えサポートします。対象者には、特定健康診査受診翌月以降に案内を送付します。

問い合わせ 保険年金グループ

第69回大阪狭山市「社会を明るくする運動」

ー犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラー

社会を明るくする運動とは、すべての人が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めるとともに、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。運動期間中は保護司会や更生保護女性会などの各種団体で構成する「大阪狭山市社会を明るくする運動推進委員会」が、街頭啓発活動や市民集会などを実施します。

■市民集会

7月は、「社会を明るくする運動」の強調月間です。犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする、運動の趣旨を広げる市民集会を開催します。集会は市内3か所で行い、「犯罪から身を守る」をテーマにそれぞれ異なった講演内容で、犯罪や非行の防止や立ち直りについて、地域で何をするべきか、一人ひとりに何ができるのかを考えます。手話通訳と要約筆記があります。

問い合わせ 福祉グループ

地域力活性化支援事業補助金申請受付

地域の課題を解決するための活動・コミュニティ活動・生涯学習活動などに取り組む自治会などに補助金を交付しています。詳しくは次の説明会に参加するか、問い合わせてください。

対象団体 おおむね30世帯以上で、一定の地域において自主的に構成された地域の団体・自治会・住宅会など **対象事業** 住民同士の交流を深める事業、地域防犯を進めるための活動や研修会、資機材の整備、センサーライトの整備など **申し込み** 25日(休)～8月23日(金)に市役所市民協働推進グループへ直接 **【説明会】とき** 25日(休)午後1時30分～3時 **ところ** 市役所・第1会議室 **申し込み** 不要

問い合わせ 市民協働推進グループ

生活習慣病の予防にV.O.S.メニュー

大阪府では、野菜たっぷり、油と塩は控えめのヘルシーメニューを「V.O.S.メニュー」として承認しています。承認されたメニューは、大阪府ホームページに掲載しています。事業者の相談・手続きも無料で行っています。**問い合わせ** 藤井寺保健所企画調整課広域栄養チーム ☎072-955-4181

サマージャンボ宝くじ(ミニ同時発売)

サマージャンボ宝くじの収益金の一部は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。大阪府内の宝くじ売り場で購入してください。**販売期間** 2日(火)～8月2日(金) **抽選日** 8月14日(休) **問い合わせ** (公財)大阪府市町村振興協会 ☎06-6941-7441



エコ川柳コンテスト

地球環境問題を身近なものとしてとらえ、環境の大切さを再認識するきっかけづくりとして、エコ川柳コンテストを実施します。日常生活の中で実践している地球にやさしい取り組みや、環境に関して普段感じていることを川柳にして表現してみませんか。エコに取り組んでいる様子が思い浮かんだり、思わず笑ってしまうような、楽しい作品をお待ちしています。入賞者には賞状と記念品を贈呈し、入賞作品は市ホームページや広報誌などで公表します。表彰は10月中旬を予定しています。

テーマ 省エネルギー、節電、地球温暖化防止、リサイクルなどエコに関連するもの **対象者** 応募作品などを広報誌や市ホームページへ掲載することに同意できる人 **対象作品** 応募者本人が創作した未発表作品で、他のコンテストなどに応募していないもの(発表済みの作品やその作品と著しく似ていると判断した作品は無効とします)。1人1作品のみ応募できます(複数作品を応募した場合は最初に提出した

作品を応募作品とみなします)。※標語ではありません **応募方法** 市役所生活環境グループ、市民活動支援センター、ニュータウン連絡所で配布する応募用紙を〒589-8501大阪狭山市役所生活環境グループ。ファクシミリ(FAX367-7953)、電子メール(eco@city.osakasayama.osaka.jp)または直接も可 ※応募用紙は、市ホームページからもダウンロード可 **募集期間** 22日(月)～8月30日(金)必着

平成30年度エコ川柳コンテスト入選作品

靴から 扇子出す君 いいセンス
健康に 勝るエコなし 万歩計
やる工夫 たくさん3R(さんアール) エコライフ
「足る」を知る そこにムダ知る エコを知る
これはブラ？ エコを受け継ぐ 小さな手
わが家では すだれ・打ち水 うちわ持つ
縁側で 子らが取り合う 星座盤
図書館が リビング代わり 夏休み
ちっちゃなエコ大きな地球寿命伸び
打ち水の 範囲増す度 会釈増え

問い合わせ 生活環境グループ

第25回参議院議員通常選挙の執行が予定されています

投票日など詳しくは、市ホームページまたは有権者に世帯ごとに郵送する投票所入場整理券などで確認してください。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局

大雨や土砂災害などの防災情報が5段階に

平成31年3月、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴い、大雨や土砂災害時の危険をわかりやすく伝えるため、自治体や気象庁などが発表する防災情報が下表のとおり5段階のレベルで発表されるようになりました。

警戒レベル	防災情報	とるべき行動	危険レベル
5	災害発生情報	命を守るための最善の行動	高 
4	避難勧告 避難指示(緊急)	速やかに避難	
3	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者など、避難に時間を要する人は避難 (ほかの人は準備)	
2	洪水注意報、大雨注意報など	避難行動を確認	
1	早期注意情報	災害への心構えを高める	低

問い合わせ 防災・防犯推進室

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度

■児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を進めることや、児童の健全育成を目的とした制度です。次のいずれかに該当する児童(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで、または政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満の児童)を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している人(児童と同居し、監護し、生計が同じであること)が対象です。ただし、所得制限があります。

- 父母が婚姻を解消した児童
 - 父または母が死亡した児童
 - 父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
 - 父または母の生死が明らかでない児童
 - 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
 - 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
 - 母が婚姻によらないで出産した児童
 - 棄児などで父母がいるかわからないかわからない児童
 - 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ただし、次のいずれかに該当するときは受給できません。

- 日本国内に住所がないとき
- 対象児童が里親に委託されているとき
- 対象児童が父または母の配偶者(内縁関係にある者を含み、障がいの状態にある人を除く)に養育されているとき
- 対象児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)に入所しているとき

■特別児童扶養手当

障がい児のいる家庭を援護し、児童福祉の推進を図ることを目的とした制度です。20歳未満で、精神または身体に障がいのある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している人(児童と同居し、監護し、生計が同じであること)が対象です。ただし、所得制限があります。次のいずれかに該当するときは受給できません。

- 日本国内に住所がないとき
- 対象児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)に入所しているとき
- 対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けられることができないとき

問い合わせ 子育て支援グループ

児童虐待110番

「もしかして児童虐待？」と気づいたら、ためらわず連絡を。あなたの行動が子どもの安全を守ります。

■児童相談所全国共通ダイヤル

☎189(いちはやく)

■児童虐待110番
(大阪府富田林子ども家庭センター)

☎0721-25-2263 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時45分
※夜間休日虐待通告専用電話☎072-295-8737

■子育て支援グループ

月～金曜日(祝日・年末年始除く)午前9時～午後5時30分

問い合わせ 子育て支援グループ

夏の資源化物の回収

夏は、資源化物(缶・びん・ペットボトル・牛乳パックなど)の排出量が増加します。正しい方法で排出してください。下表の協力店でも回収しています。

- 缶・びん
- ①水で洗う
- ①つぶさずリサイクルボックスに入れる
- ①袋に入れない
- ①袋をリサイクルボックスにくくりつけない
- ①時間帯を考慮し、付近の迷惑にならないよう静かに入れる

資源回収協力店	所在地	牛乳パック	ペットボトル	発泡スチロール・トレイ
コノミヤ狭山店	大野台二丁目1-17	○		○
マツゲン大阪狭山店	大野台二丁目1-58	○	○	○
パストさやま店	狭山五丁目2342-1	○		○
イオン金剛店	半田一丁目35-1	○	○	○
パスト金剛店	半田一丁目252-3	○		○
オークワ狭山店	茱萸木三丁目153-1	○	○	○

問い合わせ 生活環境グループ

夏の害虫対策を

■蚊の発生対策

海外では病原体を持った蚊に刺されることにより感染するデング熱やジカウイルス感染症などの「蚊媒介感染症」が流行しています。また、発症している海外からの渡航者や帰国者が日本で蚊に刺されると、その蚊によって国内で他の人へ感染が広がる可能性があります。今の時期から、蚊が発生しないよう対策をお願いします。

- 幼虫対策(9月ごろまで)
- ①ボウフラの発生源をなくすため、庭先、家の周りなどには雨水がたまる植木鉢の受け皿やバケツ、ペットボトルなどを放置しない
- 成虫対策
- ①まめに草を刈り、蚊が潜む場所を減らす
- 蚊に刺されないために
- ①防虫網などによって蚊の侵入を防ぐ
- ①草むらなどに入るときは、肌を露出しないように、長袖、長ズボンを着用する
- ①虫よけスプレーや蚊取り線香を併用する

■マダニに注意

マダニは草むらなどに生息しています。褐色で通常の体長は1～4mmですが、血を吸うと1円玉ぐらいになります。マダニに咬まれてSFTS(重症熱性血小板減少症候群)や日本紅班熱などの感染症にかかった例が全国で報告されています。ウォーキングや山登り、山菜取りで野山に行くときにはマダニに咬まれないよう、次の点に注意してください。

- ①長袖、長ズボンを着用し、肌の露出を少なくする
- ①家に入る前に上着などを脱ぎ、持ち込まないようにする
- ①帰った後は、すぐに入浴し、体にマダニなどがついていないか確認する
- ①マダニに咬まれたら、すぐに医療機関(皮膚科など)で取ってもらう ※無理に引き抜くと皮膚内にマダニの一部が残り、マダニの体液が逆流します。発熱、頭痛などの症状がある場合は医療機関に相談してください

蚊が媒介する感染症	潜伏期間※	症状
ジカウイルス感染症	2～12日	発熱、発疹、関節痛、結膜炎など。症状が軽いが無症状であることも多い。妊婦が感染すると、胎児の小頭症を引き起こすことがある
デング熱、チクングニア熱	2～15日(多くは3～7日)	突然の高熱(38度以上)、頭痛、筋肉痛、関節痛、発疹、結膜炎など
熱帯熱マラリア	1～3週間	発熱、悪寒、震え、頭痛、全身倦怠感、腹部症状や咳、重症では脳症など
その他のマラリア	10日～4週間	
日本脳炎	6日～2週間	発熱、下痢、腹痛、全身倦怠感、意識障がい、けいれんなど

※潜伏期間とは蚊などに刺されてから症状が出るまでの期間

問い合わせ 保健センター、生活環境グループ